

教 生 学 第 759 号
平成 26 年 2 月 7 日

各教育局長 様

学 校 教 育 局 健 康 ・ 体 育 課 長
学 校 教 育 局 参 事 (生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全)

平成 26 年度「非行防止教室」及び「薬物乱用防止教室」の実施について
(通知)

このことについて、別添写しのとおり、北海道警察本部生活安全部長から依頼がありましたので通知します。

児童生徒の非行防止や薬物乱用防止については、これまでも、各学校において警察をはじめとする専門機関との連携を図った取組が行われているところでありますが、近年、いじめに係る問題や脱法ハーブ等違法性の高い薬物の問題が指摘されているほか、スマートフォン等の無料通話アプリ等による交流をきっかけにした福祉犯被害の増加や、犯罪の低年齢化など、極めて憂慮すべき状況にあります。

こうしたことから、各学校において、児童生徒の規範意識を醸成するとともに、犯罪被害から守るためには、北海道警察が実施する「非行防止教室」及び「薬物乱用防止教室」の活用を図ることが効果的です。

については、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対して周知するとともに、本通知の趣旨を踏まえ、各学校における非行防止教室等の実施に向け指導願います。

〔 学校保健・体育グループ
生徒指導・学校安全グループ 〕



道本少(非)第3002号
平成26年2月5日

北海道教育委員会教育長 殿

北海道警察本部生活安全部長

平成26年度「非行防止教室」及び「薬物乱用防止教室」の実施について(依頼)
残寒の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のことと存じます。

平素、道警察の各種施策に対し深い御理解と御協力を賜り、心からお礼を申し上げます。
さて、近年、少年によるいじめに係る問題や脱法ハーブ等違法性の高い薬物の問題が指摘されているほか、スマートフォン等のインターネット接続機器の多様化と普及に伴い無料通話アプリ等による交流をきっかけにした福祉犯被害が増加するなど、少年を巡る犯罪情勢は高度化、陰湿化、潜在化の傾向を強めております。

また、平成25年中に刑法犯で検挙、補導された少年の人員に占める触法少年の割合は28.3%で過去10年で最も低かった平成18年の約3倍となるなど、犯罪の低年齢化が進んでおり極めて憂慮すべき状況にあります。

このような情勢を受け、道警察といたしましては、平成26年度も引き続き、少年の非行防止と犯罪等からの少年の保護を目的とした非行防止教室及び薬物乱用防止教室を実施することとしております。

つきましては、本事業の趣旨を御理解いただき、貴所管の関係学校に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、市町村立の学校におきましても、同様に実施して参りたいと考えておりますので、各市町村教育委員会に対しましても、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 対象学校
道立及び各市町村立の小学校、中学校、高等学校
※ 高等学校は「飲酒、喫煙及び薬物乱用の防止」に関する内容のみ
- 2 期間
平成26年度中
- 3 実施方法
(1) 警察官等を講師として、全校又は学年一斉等の集会形式により行う講話方式
(2) 小学校及び中学校を対象とし、警察官が授業支援者として、学級担任等との協力的な指導により授業を行うチームティーチング方式(別添1・2参照)
- 4 主な授業内容
① いじめに起因する暴力行為等の防止
② 万引き等の初発型非行の防止(小学校全学年への対応を進めています)
③ 携帯電話等による福祉犯被害等の防止
④ 飲酒、喫煙及び薬物乱用の防止
※ 「携帯電話等による福祉犯被害等の防止」については、保護者を対象とした学習会向けの説明資料も準備しています。
※ 上記の内容のほか、中学校、高等学校を対象とする「命の大切さを学ぶ教室」として、犯罪被害者・遺族による講演や警察職員による講話を実施しますので活用願います(別添3・4参照)。
- 5 申込方法等
(1) 講演方式による非行防止教室等
学校は、実施希望日のおおむね1か月前までに、別添5により、学校所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)へ申し込んでください。
(2) ティームティーチング方式による非行防止教室
学校は、平成26年3月3日(月)までに、別添6により、学校所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)へ申し込んでください。
なお、3月までに計画策定ができず4月以降に申し込む場合は、開催のおおむね2か月前までに管轄する警察署へ連絡願います。
(3) 命の大切さを学ぶ教室

ア 受付期間

- ・遺族による講演 平成26年2月3日(月)から平成26年11月28日(金)まで
- ・警察職員による講話 随時

イ 開催期間

- ・遺族による講演 平成26年4月1日(火)から平成27年1月30日(金)まで
- ・警察職員による講話 随時

ウ 申込方法

学校は、実施希望日のおおむね1か月前までに、別添7により、学校所在地を管轄する警察署の生活安全課(係)へ申し込んでください。

6 その他

各警察署において日程を調整の上、実施の可否を各学校へ連絡します。

なお、実施を希望する学校が重複した場合は、調整させていただくことがあります。

〔少年課非行対策係〕
TEL 011-251-0110
内線(3079)